

議案 3 会則変更事項について

第五章 役員・監査

○第 12 条 役員を選出は次のとおり行うものとする。

(現行) 1. 保護者側の役員は細則第 2 条に定める方法により推薦され、書面にて承認を得る。尚、承認議決は書面回収の過半数とする。

↓

(改正後) 下線部以降に(電子含む)を追記

web 化に伴い、定義を明確にします。

会則 第六章総則

○第 17 条 実行委員会

(現行) 2. 実行委員会は役員、委員、学級係、PTA 担当教員により構成される。事情により出席のできない役職者等は代理を立てることができる。

○第 19 条 学級 PTA

(現行) 2. 学級係は担任教員ならびに他の学級 P 会員と協力し、学級 PTA における活動
を促進するために、担任教員ならびに PTA 担当教員の同意を得て学級
PTA を 招集することができる。

↓

(改正後) 学級係に関する部分を削除

学級係廃止に伴い、会則に反映させます。

※総会にて会則承認の場合、改訂日は 2022 年 6 月 30 日とします。